

三重県警察本部訓令第16号

警察本部  
警察学校  
警察署

項目コード	A 0 5 0 1
保存期間	3 0 年
廃棄年月日	平成44年1月1日
担当係	組織・法制係

三重県警察の公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成元年12月26日

三重県警察本部長 北村 邦雄

三重県警察の公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察（以下「県警察」という。）における公文書（県警察の所掌する事務に関するすべての書類をいう。以下同じ。）の名あて人に付ける敬称（以下「敬称」という。）に「様」を用いることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(敬称の取扱い)

第2条 敬称には、「様」を用いるものとする。ただし、法令に特別の定めがあるものその他警察本部長が「様」を用いることが適当でないと認めたものについては、この限りでない。

(その他)

第3条 この訓令に定めるもののほか、敬称に「様」を用いることに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成2年1月1日から施行する。